

食収益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が事業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(経常的補助金及び助成金等の表示)

第 92 条 経常的に交付される補助金及び助成金等については、当該名称を付した科目をもって別に掲記されなければならない。

(事業外費用の表示方法)

第 93 条 事業外費用に属する費用は、支払利息及び割引料、開業費償却、有価証券売却損、患者外給食材料費、診療費減免額、資産に係る控除対象外消費税等、繰延消費税等償却額その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が事業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(貸倒償却の表示方法)

第 94 条 事業外の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異常なものを除き事業外費用として、当該費用を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(経常損益金額の表示)

第 95 条 事業利益金額又は事業損失金額に、事業外収益の金額を加減し、次に事業外費用の金額を加減した額を、経常利益金額又は経常損失金額として表示しなければならない。

第 8 節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

第 96 条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、施設設備補助金等収入その他の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうちその金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第 97 条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、施設設備補助金等積立金繰入額、災害による損失その他の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうちその金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(固定資産売却損益等の記載)

第98条 固定資産売却損益の記載については、当該固定資産の種類又は内容をその他の項目の記載については、当外項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によって掲記するものとする。ただし、当該事項を科目によって表示することが困難な場合には、注記することができるものとする。

(当期純損益金額の表示)

第99条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の金額を加減し、次に特別損失の金額を加減した額を、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

- 第100条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。
- ① 当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）
 - ② 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）
- 2 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。
- 3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第1項第1号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、第1項第1号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期剰余金額又は当期欠損金額の表示)

第101条 当期純利益金額又は当期純損失金額に前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額を加減した額を、当期剰余金額又は当期欠損金額として表示しなければならない。

第9節 雜 則

(控除対象外消費税等相当額の注記)

第102条 消費税等の会計処理方法に関して税込処理方式を採用している場合には、税抜き処理方式を採用した場合に計上される控除対象外消費税等相当額を注記しなければならない。

第9節 剰余金増加額及び剰余金減少額

(剰余金増加額の表示方法)

第103条 剰余金増加額に属する項目は、施設設備補助金等積立金取崩額、任意積立金取崩額その他の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(剩余金減少額の表示方法)

第104条 剩余金減少額に属する項目は、任意積立金繰入額その他の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(任意積立金の記載方法)

第105条 任意積立金に属する剩余金の繰入額及び取崩額については、減債積立金繰入額又は取崩額、欠損填補積立金繰入額又は取崩額等の当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(次期繰越利益金額又は次期繰越損失金額の表示)

第106条 当期剩余金額又は当期欠損金額に剩余金増加額の金額を加減し、次に剩余金減少額の金額を加減した額を、次期繰越剩余金又は次期繰越欠損金として表示しなければならない。

第4章 キャッシュ・フロー計算書

第1節 総則

(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第107条 キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の規定に定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第3号又は第4号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第108条 キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

- ① 事業活動によるキャッシュ・フロー
- ② 投資活動によるキャッシュ・フロー
- ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー
- ④ 現金及び現金同等物に係る換算差額
- ⑤ 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
- ⑥ 現金及び現金同等物の期首残高
- ⑦ 現金及び現金同等物の期末残高

第2節 キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(事業活動によるキャッシュ・フローの表示)

第109条 前条第1号に掲げる事業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、事業利益又は事業損失の計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適當な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- ① 事業収入、補助金・負担金による収入、人件費の支出、材料の仕入れによる支

出その他適当と認められる項目に分けて主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法。

② 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法

イ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目

ロ 事業収益債権、たな卸資産、仕入債務その他事業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額

ハ 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第110条 第108条第2号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、定期預金（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の預入による支出、定期預金の払戻による収入、有価証券（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、施設整備等補助金による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動によるキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第111条 第108条第3号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、追加出資等による収入その他財務活動によるキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第112条 第108条第4号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2 第108条第5号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

第3節 雜 則

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第113条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- ① 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を第108条第1号に掲げる事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
- ② 利息及び配当金の受取額は第108条第2号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息の支払額は同条第3号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

(事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第114条 事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローは、第108条第2号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第115条 キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第2号に掲げる事項については、同号に規定する資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- ① 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係
 - ② 事業の譲受け又は譲渡を行った場合には、当該事業の譲受け又は譲渡により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳
 - ③ 重要な非資金取引の内容
- 2 前項第3号に掲げる非資金取引とは、現物出資による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であって、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

第5章 附属明細表

第1節 総 則

(附属明細表の記載方法)

第116条 附属明細表の記載方法は、本章の規定に定めるところによる。

(附属明細表の種類)

第117条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- ① 医業収益・費用明細表
- ② 施設運営事業収益・費用明細表
- ③ 指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業収益・費用明細表
- ④ 附帯事業収益・費用明細表

- イ 介護事業
- ロ 収益事業以外のその他の附帯事業
- ⑤ 紙与費明細表
- ⑥ 本部費明細表
- ⑦ 有形固定資産等明細表
- ⑧ リース資産明細表
- ⑨ 貸付金明細表
- ⑩ 借入金明細表
- ⑪ 剰余金明細表
- ⑫ 引当金明細表
- ⑬ 補助金等明細表
- ⑭ 資産につき設定している担保権明細表
- ⑮ 保証債務明細表
- ⑯ 理事及び監事との間の取引明細表
- ⑰ 理事及び監事に支払った報酬の額
- ⑱ 理事及び監事の兼務の状況明細表
- 2 前各号の附属明細表の様式は、様式第 5 号から第 22 号までに定めるところによる。

第2節 雜 則

(附属明細表の作成の省略)

第118条 前条第 1 項各号に掲げる附属明細表のうち、該当項目のないものは作成を要しない。

第119条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期貸付金及び長期貸付金の金額が当該各事業年度末における資産の総額の百分の一以下である場合には、第 117 条第 9 号の附属明細表の作成を省略することができる。

第120条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債の金額が当該各事業年度末における負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、第 117 条第 10 号の附属明細表の作成を省略することができる。

第121条 第 118 条及び第 119 条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

第122条 第 117 条第 14 号及び第 15 号の附属明細表は、当該事業年度末に残高がある場合にのみ作成するものとする。

第123条 第 117 条第 8 号の附属明細表は、第 7 条第 5 項の規定によりリース取引に関する注記を記載していない場合には、その作成を要しない。

(附属明細表の記載内容の省略)

第124条 次の各号に掲げる附属明細表について、当該事業年度中に増減がない場合には、その旨を注記し、それぞれ各号の記載方法によることができる。

- ① 第117条第7号の有形固定資産等明細表については、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄の記載を省略した様式により記載する。
- ② 第117条第9号の貸付金明細表のうち、長期貸付金明細表については、期首残高、当期増加額、当期限少額の各欄、短期貸付金明細表については、期首残高、増減額の各欄の記載を省略した様式により記載する。
- ③ 第117条第10号の借入金明細表のうち、長期借入金明細表については、期首残高、当期増加額、当期限少額の各欄、短期借入金明細表については、期首残高、増減額の各欄の記載を省略した様式により記載する。

(金額の表示単位)

第125条 附属明細表の表示単位は、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の金額の表示単位が千円である場合には、それに合わせて記載するものとする。

第6章 雜 則（注3）

(適用範囲の特例)

(小規模医療法人)

第126条 以下続く

(注1)

医療法人は、社団と財団を基本類型に医療法規定による特別医療法人、租税特別措置法上の特定医療法人があり、さらに「出資額限度法人」形態の医療法人も検討されている。このため、それぞれの医療法人がどの区分に属するものかを貸借対照表等に表示することは重要である。表示方法として貸借対照表の資本の部において明記する方法、資本金に対する注記事項として貸借対照表に脚注する方法、附属明細表に社員名簿類型化等を加え、「社員等明細表」として表示する方法等が考えられる。

また、本試案では、資本金に属するものの表示について出資持分の定めの有無に着目し、「定めのあるもの」は出資金、「定めのないもの」は基金として整理を行っているが、医療法施行規則第30条の36第2項において「…社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする」という規定があり、本試案での考え方と矛盾する面がある。この点について委員会では詳細な検討に至らなかったため、今後の議論が必要と考える。

(注 2)

出資持分の定めのある医療法人における出資持分の払戻にかかる処理を規定したものであるが、この会計処理については未だ統一的な考え方が確立しているわけではない。現行制度の枠組みの中で、出資持分の払戻を資本取引として認識した場合、出資払戻超過額は将来に獲得される利益剰余金をもって補填されるべきマイナスの剰余金であると試案では定義し、この考えに沿った処理を示しているが、委員会で十分な検討を行うに至らなかつたため、今後の議論が必要である。

(注 3)

医療法人会計基準における小規模な医療法人に対する何らかの適用除外等を含む特例措置の必要性については、委員会で多数の賛同を得ているが、具体的な規模基準、適用除外の範囲等については詳細な議論には至らなかつた。したがつて、本試案においては具体的な規定化の作業を行っていない。